

2013

Mini-DISCLOSURE

けんみんの状況
(平成25年9月期)



けんみん

長崎県民信用組合

●リレーションシップキャッシングについて

当組合の地域貢献に関する情報開示 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

1. 「地域密着型金融推進計画」を策定

長崎県民信用組合では、金融庁より公表された「平成25事務年度 中小・地域金融機関向け監督方針」に基づき、平成25年度の「地域密着型金融推進計画」を策定しました。

(1) 基本的な考え方

当組合の地域金融機関としての役割は、地域の生活者や生業者への金融事業を通じて安全、安心、希望を与え、明るい健全な社会を築く事であると認識しております。

当組合は、個人生活者及び零細事業者(生業者)を中心とした地域社会の方々へ「相互扶助の実現」の理念を掲げ、金融サービス及びリレーションシップに基づく将来の生活設計、事業設計にかかるKFP(健康ファイナンシャルプランニング)を通じて地域貢献を果たしてまいりました。

今後も個人生活者及び零細事業者(生業者)を中心とした地域社会の方々(特に組合員)への金融サービスやKFPを通じて、地域の方々の生活の安定が図られるよう活動を継続します。

(2) 事業再生・中小企業金融の円滑化

当組合は地域と一体となった生活者の生活の安定、生活資金繰りの再構築を目指した活動を中心に行っております。

【主な活動内容及び結果】

①当組合の全営業区域の皆様へ債務改善の周知活動としてポスティング活動を実施し、相談に見えられた皆様に金融サービス及びKFP相談を行い、相談者の生活の安定が図られる活動を行っております。また、当組合取引先の内、中小企業再生支援協議会及びメインバンク主導で事業再生計画が提示された先に関しても、条件変更等を実施しており、事業再生が必要なお客様に向けた適切な支援等を行っております。

個人のお客様の中で、任意整理や過払金請求等を利用した先及び改正貸金業法完全施行での総量規制による再借入が出来ず、資金繰りが逼迫した状況の先にセーフティネット的役割を果たすべく相談での対応を行っております。

②司法書士や弁護士との提携を行い、過剰債務、多重債務に苦しむ地域の事業者や生活者へFP(ファイナンシャルプランニング)の手法を駆使して問題解決型融資業務を行っております。

③事業資金については、平成19年度より保証協会付融資を再開するなど、より円滑に中小企業に適した資金供給を行える体制を整えております。その実績として平成20年度3件790万円、平成21年度1件1,000万円、平成23年度1件600万円、平成24年度2件400万円、平成25年度上半期0件の保証協会付融資の取組みを行っており、その他各地の商工会議所からの紹介による取組みも行っております。

また事業の円滑な資金繰り対応の他、中小企業の事業主及びその従業員に向けて事業に専念できるよう、事業資金以外の他社債務の是正、ライフィベント資金の提供も積極的に行っております。

上記①、②、③のとおり、当組合は地域と一体となった生活者の生活の安定、生活資金繰りの再構築を目指した活動を中心に行っております。

(3) 経営力の強化

リスク管理体制の充実、収益管理体制の整備と収益力向上、法令等遵守体制の取組姿勢を強化しました。

【主な活動内容及び結果】

①リスク管理体制を構築する為、平成17年にリスク管理委員会を設置し、この委員会の中で、現状の諸リスクを総合的に管理する仕組みを構築しております。リスク管理委員会が定期的または必要に応じて開催、運営される事で、現状のリスク管理体制がより強化されました。

②理事者主催のコンプライアンス研修会を職員向けに開催しました。

また職員の法令等遵守の意識を高めることを目的として全職員がコンプライアンスオフィサー2級の検定試験を受験することとし、これまでに105名が合格しました。

以上のような活動を通じて法令等遵守に関する取組み姿勢が強化されました。

(4) 地域の利用者の利便性向上

地域の生活者や生業者への金融サービス及びKFP(健康ファイナンシャルプランニング)を通じて地域の方々の生活の安定が図られる活動を継続実施中であります。

【主な活動内容及び結果】

- ①「地域一体型生活再生相談業務」案内のリーフレットを活用し、地域利用者へ継続的に案内を実施しております。
- ②各市町村との業務連携により相談窓口へ担当者を派遣しております。
- ③「金融機能の不正利用の防止」については利用者の安心の確保に向けて、金融機能が不正に利用されることを防ぐ為、本人確認の徹底と高額資金の送金時に使途をお尋ねしております。また、振り込め詐欺防止の為に窓口での注意喚起等を実施しております。
振り込め詐欺被害者救済法に基づき、金融機関相互間での連絡や書面送付等を行う部署及び被害者からの被害申出に係る受付窓口である「連絡・受付窓口(振り込め詐欺等の被害に関する担当窓口)」を総務課に設置しました。(当組合のホームページにも掲載しております。)
また振り込め詐欺撲滅の対策として、犯罪防止の観点からATMコーナーでの携帯電話の使用を自粛する旨のポスターを掲示し、顧客へ注意喚起を行っております。
「偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳による預金の不正な払い出し防止」については平成20年5月にATM機を更新し、ATM機にて暗証番号の変更及び1日の出金限度額の変更ができるようシステム変更を行いました。
またATMコーナー等を定期的に巡回する等、警備日誌を作成し、不審物の発見撤去等、不正利用の防止に努めております。
「反社会的勢力による被害の防止」については、コンプライアンス研修会時に確認し、対応等に関して周知徹底を行っております。
- ④「金融ADR制度」創設にあたり、当組合の対応としては、平成22年10月1日より、「当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について」を店頭のパンフレット及びホームページで公表しており、お取引に係る苦情等をお受けしておりますのでお気軽にお申出ください。
(詳細につきましては店頭のパンフレット又はホームページをご覧ください。)

当組合へのお申し出先 「お取引先店舗」または「リスク管理課お客様相談室」

住所：佐世保市松川町1-19 TEL：0956-23-2111

受付時間：午前9:00～午後5:00(ただし、当組合の休業日を除く。)

(5) 進捗状況の公表

経営改善支援の取組実績については半期ごとにとりまとめた上でディスクローズ誌にて公表します。諸施策進捗状況の詳細については、各営業店舗備え付けの「地域密着型金融推進計画書」(要約)をご覧ください。

2. 創業支援・新事業支援、地域活性化取組

創業支援及び新事業支援に関しては、事業資金を担当する営業統括課及び各営業店にて対応し、創業・新事業に対して適切なアドバイスを行う体制を整えております。

創業・新事業の成長段階に応じた適切な支援を行った先の実績としては、平成21年3月創業の食料品卸小売業の会社に対して8月に2,000千円の融資を実行、また平成21年6月創業の漬物製造の会社に対して3,000千円の融資を実行しました。平成21年度の実績は以上2件です。平成22年度、平成23年度の実績はありません。平成24年度は10月創業の飲食業に対して3,700千円の融資を実行しました。

平成25年度上半期は9月創業のホテル業の会社に対して130,000千円の融資を実行しました。
地域活性化に関しては、佐世保市中心部の都市再開発事業に対してご協力の取組を行いました。

3. 事業再生支援

事業再生支援については、現在実績はありませんが、当組合取引先の内、中小企業再生支援協議会及びメインバンク主導で事業再生計画が提示された先についても、条件変更等を実施しており、事業再生が必要なお客様に向けた適切な支援等を行っております。

支援体制としては、民事調停、民事再生法等の活用により再生支援を行います。

4. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

営業統括課及び各営業店の各担当者に地区別で顧客を割り振り、専任させる事により、各種相談を受け付けやすい環境となりました。

○経営改善支援の取組実績

【25年4月～25年9月】

	期初 債務者数	うち 経営改善 支援取組 先数	αのうち 期末に債務 者区分が ランクアップ した先数 β			αのうち 期末に債務 者区分が 変化しなか った先数 γ	αのうち 再生計画を 策定した 先数 δ	経営 改善 支援 取組率 α/A	ランク アップ 率 β/A	再生 計画 策定率 δ/A
			A	α	β					
正常先 ①	938	0				0	0	0.0%		-
要注 意先 うち 要管理先 ② ③	105	0	0	0	0	0	0	0.0%	-	-
破綻懸念先 ④	44	0	0	0	0	0	0	0.0%	-	-
実質破綻先 ⑤	53	0	0	0	0	0	0	0.0%	-	-
破綻先 ⑥	17	0	0	0	0	0	0	0.0%	-	-
小計 (②～⑥の計)	278	0	0	0	0	0	0	0.0%	-	-
合 計	1,216	0	0	0	0	0	0	0.0%	-	-

(注)

- ・期初債務者数及び債務者区分は25年4月当初時点を整理する。
- ・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含まない。
- ※経営改善支援取組み先の定義については、これまでと同様ですが、詳細については下記の「経営改善支援取組み先の定義について」を参照願います。
- ・ β には、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載する。
- なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は α に含めるものの β に含めない。
- ・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合は β に含める。
- ・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については（仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても）期初の債務者区分に従って整理する。
- ・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。
- ・ γ には、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載する。
- ・みなし正常先については正常先の債務者数に計上する。
- ・「再生計画を策定した先数 δ 」＝「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」+「RCCの支援決定先」+「金融機関独自の再生計画策定先」

○ 経営改善支援取組み先の定義について

経営改善支援取組み先とは、平成15年6月20日付金監第2059号「リレーションシップバンキングの機能強化計画」の提出について等において示しているとおり、取引先企業（個人事業主を含む。なお、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。）のうち、通常の融資管理の強化等に止まらず、重点的に経営改善を支援する対象との位置付けを明確にし（注1）、例えば、下記のような取組みを行っている先をいう。

なお、下記の例のほか、金融機関が債務者への経営改善支援を実施したことが明確に判明するものであれば、経営改善支援に含めて構わない。

- ①当組合がコンサルティング機能、情報提供機能等を活用して、財務管理手法等の改善、経費節減、資産売却、業務再構築、組織再編・M&A等の助言を行った取引先

- ②当組合から人材を派遣して再建計画策定その他の支援等を行った取引先

- ③当組合が紹介した外部専門家（経営コンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士等）が業務再構築等の助言を行った取引先

- ④プリバッケージ型事業再生（民事再生法等の活用）（注2）及び私的整理ガイドライン手続きの中で再生計画等の策定に関与した取引先

- ⑤企業再生ファンドの組成による企業再生のため当該ファンドに出資（現物出資）した取引先

- ⑥企業再生に当たり、デットエクイティスワップ（DES）、DIPファイナンス等の手法を活用した取引先

- ⑦「中小企業再生型信託スキーム」等RCCの信託機能を活用して再建計画の策定に関与した取引先

- ⑧中小企業再生支援協議会等と連携し当組合が再生計画の策定に関与した取引先

(注1) 位置付けを明確にするとは、各金融機関がその経営の実態に応じて、例えば、①経営改善支援の専担組織・専担者の支援の対象先とする、あるいは、②本部と営業店が連携して支援を行うこととしている対象先等、経営改善支援の対象であることについて客観的な裏付けがある先とする。単なる与信管理、貸出条件の緩和等の契約更改、回収強化等は経営改善支援取組み先には含めない。

(注2) 再生型法の整理（民事再生法、会社更生法等）において譲決権行使をしたに過ぎない場合は含まれない。

●金融円滑化に関する情報開示

中小企業金融円滑化法の期限到来後の取組みについて

中小企業金融円滑化法は平成25年3月末に期限を迎ますが、同法の期限到来後においても、当組合のお客様への対応方針が変わることはありません。金融円滑化基本方針を全役職員に周知徹底し、引き続き組織をあげて、なお一層の金融円滑化に取り組んでまいります。
なお、今後も地域金融機関としてきめ細かな利便性の高いサービスを提供することにより、地域社会の向上に取り組んでまいります。

○お客様からの資金に関するご相談やご融資条件の変更等のお申込があった場合には、これまでと同様、お客様が抱えている問題・課題を十分に把握した上で、その解決に努めてまいります。

○貸付の条件変更等のお申込に際しては、他業態も含め関係金融機関と十分連携を図りながら、円滑な資金供給とお客様の経営改善に向けた取組みへの支援を積極的に行ってまいります。

○お客様の抱えている問題・課題に対しては、お客様の立場に立ち最適な解決策のご提案が出来るよう、コンサルティング機能の発揮に努めてまいります。

平成25年2月8日
長崎県民信用組合

金融円滑化への取組について

第1 第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の既定に基づく措置の実施に関する方針の概要

長崎県民信用組合（理事長 小村 泰久）は、お客様への円滑な資金供給を最も重要な社会的役割の一つと位置付け、その実現に取り組んでおります。昨今の厳しい経済情勢等に鑑みると、お客様への資金供給をはじめとする金融円滑化について、着実に実行していく必要があると認識しております。こうした情勢を受けまして、今般金融円滑化に向けた基本方針を制定しましたので公表いたします。

「資金調達」に加え、「経営支援」というお客様のニーズにお応えすべく、各営業店に取引先企業に対する専門担当者を置き、経営相談が行いやすい環境を整備しております。

また、金融庁より公表されました「金融円滑化に係る金融検査指摘事例集」を踏まえまして、お客様本位の姿勢でお客さまからのお相談等には親身な対応を心掛けてまいります。

平成25年9月30日
長崎県民信用組合

金融円滑化の基本方針

第1 第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の既定に基づく措置の実施に関する方針の概要

- ① お客様への円滑な金融は当組合の最も重要な社会的役割の一つであり、お客様からのお借入れのお申出やお借入れの弁済負担軽減等に関するご相談等には親身な対応を心がけ、可能な限りお客様のご要望に沿うよう努力致します。
- ② 与信判断に当たっては、決算内容や業種等のお客さまの外形的な事実だけではなく、経営実態や特性をきめ細かく検討する等、個別企業や個人の実情に応じた的確な融資判断・条件検討を行います。
- ③ お客様からのお借入等のお申出に際しては信用保証協会の保証制度等を十分に検討致します。
- ④ お客様からのお申出事項に対しては、お客様本位の姿勢で契約内容や結論に至った理由・経緯を可能な限り丁寧に説明致します。
- ⑤ お客様にとって必要と判断した場合には、可能な限り経営指導・助言を行うよう努めます。
- ⑥ お客様からのご照会・ご相談・ご要望・苦情等については適正な対応に努めます。
- ⑦ お客様からのお借入れの弁済負担軽減等に関するご相談等に際しては、他の金融機関とのお取引状況等を丁寧に伺い、可能な限り把握した上で適切に対応致します。

【お問い合わせ窓口】

長崎県民信用組合 総務部リスク管理課 ☎ 0120-32-0892

(受付時間午前9:00～午後5:00 ただし、当組合の休業日を除く。)

金融円滑化に向けた体制整備

第2 第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

【組織体制】

【金融円滑化管理責任者】：【管理担当理事】

「主な役割」：担当部署よりの報告を確認し、常務会へ報告を行う。その結果、必要な指示を担当部署へ行う。

【金融円滑化担当部署】：【統括部署：総合調整部・管理部署：リスク管理課】

【金融円滑化担当者】：【総合調整部部長、リスク管理課課長】

「主な業務内容」

- ① 金融円滑化が適切に行われるよう適切な指導（円滑化の推進等）の実施及び管理を行う。
- ② 金融円滑化管理規程や各種マニュアルの整備あるいは適切な指導を実施する。
- ③ 報告・開示
 - ◎各部署よりの報告（条件変更状況等）を受け分類・整理の上で、管理責任者（担当理事）へ金融円滑化の状況を定期的（半期毎）に報告を行う。
 - ◎監督官庁への報告を行う。
 - ◎必要な内容の開示を行う。総合調整課（ディスクローズ誌）・総務課（ホームページ）へ開示を依頼する。
- ④ 関係部署との連携
 - ◎信用リスクを担う各部署（審査課・債権管理調整課・リスク管理課（与信監査等）及び顧客保護等管理関係部署（リスク管理課・事務管理課・総務課等）との連携を図り、金融円滑化が適切に行われる組織体制の確保に努める。
- ⑤ 研修
 - ◎研修（外部・内部）の企画・実施支援。

第3 第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

◎問い合わせ・ご相談・ご要望・苦情への対応は、以下の対応窓口及びそのフォローを統括部署で行う体制であります。またその内容に関しては、従来より定められております「コンプライアンス・マニュアル」の「苦情及び要望その他の記録票」によって、統括部署より本部関係部署・理事への回付と担当理事より常務会での報告、その改善等に関しての指示等が行われる体制となっております。

【統括部署：リスク管理課】
【対応窓口：各営業店担当者】

第4 第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

◎経営支援・営業支援等の体制としては、営業統括課を設置しております。各営業店では各取引先に担当者を配置し、経営支援・営業支援等を行う体制としております。

【統括部署：営業統括課】

【対応窓口：営業統括課事業支援の各企業の担当者及び営業店KFP相談担当者】

●経営情報(半期情報の開示について)

平成25年度上半期(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)経営情報をお知らせいたします。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位:千円)

区分	平成25年3月期	平成25年9月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	864,165	957,446
危険債権	568,438	556,105
要管理債権	837,634	788,608
不良債権計(A)	2,270,239	2,302,161
正常債権	10,775,493	10,721,102
合計	13,045,732	13,023,263
担保・保証等(B)	724,271	658,686
貸倒引当金(C)	672,511	768,258
保全額合計(D)=(B)+(C)	1,396,783	1,426,945
担保・保証等、引当金による保全率(D)/(A)	61.52%	61.98%
貸倒引当金引当率(C)/((A)-(B))	43.50%	46.74%

(注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

3. 「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。

4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。

5. 「担保・保証等(B)」は、「不良債権計(A)」における自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

単体自己資本比率

	平成25年3月期	平成25年9月期
単体自己資本比率	6.39%	6.07%

預金・貸出金の状況

(単位:千円)

区分	平成25年3月期	平成25年9月期
預金残高	24,524,565	24,323,766
貸出金残高	12,890,384	12,880,006

利益の状況

(単位:千円)

区分	平成25年3月期	平成25年9月期
業務純益	105,898	△32,230
経常利益	86,334	△127,774
当期純利益	73,133	△85,567

貸出金業種別残高・構成比

(単位：千円)

業種別	平成25年3月期		平成25年9月期	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	181,479	1.40%	182,884	1.41%
農業、林業	154,113	1.19%	143,128	1.11%
漁業	296,505	2.30%	283,162	2.19%
建設業	985,179	7.64%	1,031,671	8.00%
情報通信業	22,119	0.17%	18,575	0.14%
運輸業、郵便業	106,894	0.82%	124,164	0.96%
卸売業、小売業	762,756	5.91%	799,126	6.20%
金融業、保険業	191,687	1.48%	144,225	1.11%
不動産業	651,652	5.05%	667,667	5.18%
宿泊業	12,845	0.09%	148,695	1.15%
飲食業	271,632	2.10%	291,622	2.26%
教育・学術支援業	1,100	0.00%	14,583	0.11%
医療・福祉	74,129	0.57%	70,418	0.54%
その他のサービス	711,001	5.51%	732,913	5.69%
個人	8,467,286	65.68%	8,227,167	63.87%
合計	12,890,384	100.00%	12,880,006	100.00%

有価証券の時価情報

○その他有価証券

(単位：千円)

区分	平成25年3月期			平成25年9月期		
	貸借対照表 計上額	取得原価	評価差額	貸借対照表 計上額	取得原価	評価差額
国債	-	-	-	1,077,630	1,045,556	32,073
地方債	-	-	-	1,006,580	998,825	7,754
社債	-	-	-	100,800	100,000	800
株式	44,857	50,547	△5,690	42,617	50,547	△7,930
投資信託	-	-	-	118,964	109,263	9,700
合計	44,857	50,547	△5,690	2,346,591	2,304,193	42,397